

グリーンインフラの普及啓発を目的とするモデル雨庭事業
【協力者募集要領】

募集要領

1. 趣旨

近年頻発する豪雨への対策として、流域全体での対策が求められている。世田谷区では、河川や下水道への雨水の集中的な流出を抑制するため、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチ、雨水貯留槽、レインガーデンなどのグリーンインフラの観点を踏まえた雨水貯留浸透施設の設置を推進・促進してきた。しかし、公共施設や大規模民間施設のみでは十分な効果を得るには限界がある。区の土地の約7割は宅地であり、特に既存建物がある敷地での対策を進めることが重要である。

既存建物がある敷地において導入しやすいグリーンインフラ施設として「雨庭」がある。雨庭は、雨水を一時的に貯留・浸透させることで浸水被害の軽減に寄与するとともに、緑化や生態系保全にも効果がある。一方で、その認知度は高いとは言えない状況にある。

本事業では、公募により選定した民有地の庭などに試験的にモデル雨庭を設置し、設置過程の記録および雨水貯留浸透調査を実施する。これらの成果と完成した雨庭などを普及啓発資料としてまとめ、今後の雨庭の普及に活用することとする。また、雨水貯留浸透調査については、設置後3年程度継続して実施する。

◆グリーンインフラとは

区では、グリーンインフラを「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと。」と定義している。

グリーンインフラには、複数の機能と効果があり、本事業では、土壌に雨水が浸透する自然の機能を活用した雨水浸透施設の設置を主な対象としている。

◆雨庭とは

地盤の土を碎石などに置き換えて、雨水の貯留浸透機能を高めた施設のこと。

浸水被害の軽減に効果があるグリーンインフラ施設のひとつである。同様の施設として、公園などに整備されているレインガーデンがある。

◆モデル雨庭とは

試験設置する「モデル雨庭」の仕様などは、「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針」に記載する雨庭、雨花壇、緑溝等と雨水タンク等を組み合わせて、施工するもの。

2. 応募資格

以下の条件を満たす者を対象とする。応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とする。

(1) 申請者

いずれかに該当すること。

- ・ 区内の民間施設（住宅または事業所等）を所有・管理する者
- ・ 雨庭（3平方メートル程度）を整備する庭などがある者
- ・ 敷地内への雨庭設置について権限を有する者
- ・ 土地及び建物所有者の同意が得られる者

ただし、次にあげる者を除く。（申請者および土地・建物所有者ともに）

- ・ 国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体
- ・ 売買等を目的とした建物に設置する不動産業者、建設業者等
- ・ 区民税又は法人区民税、固定資産税、都市計画税等を滞納している者
- ・ 破産法、若しくは民事再生法の適用を受けている、又は受けようとしている者
- ・ 暴力団関係者（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）及びその者が属する団体又はこれに準ずる者

(2) 協力事項

雨庭の普及啓発資料作成のため、次の事項に協力できる者を対象とする。

- ・ 本事業におけるモデル雨庭設置の過程（計画、設置、雨水貯留浸透調査等）を記録し、その記録内容について雨庭等の普及啓発を目的とした広報資料等へ掲載することに了承できる者。
- ・ 本事業実施のための現地確認、打合せ等への参加ができる者。
- ・ モデル雨庭事業に対するアンケート調査に協力できる者。
- ・ 本事業で設置したモデル雨庭の浸透能力等の経年変化を調査するため、設置完了後概ね3年間の雨水貯留浸透調査に協力できる者。
- ・ 上記雨水貯留浸透調査実施期間中の植栽等の維持管理ができる者。

(3) その他

本募集要領にて提示する条件を厳守できること。

3. 募集件数

3件程度（予算の範囲内）

4. モデル雨庭事業概要

(1) 設置施設

雨庭、緑溝、雨花壇、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水タンク等

(2) 設置場所

- ・区内の民間施設（住宅または事業所等）の庭等のうち、雨水の流出抑制に寄与できる場所。（「雨水を集めて」・「一時貯留して」・「ゆっくり浸透させる」ことができる場所。）
- ・原則として、雨樋等により屋根の雨水を取り入れることが可能な場所とし、必要に応じて周囲からの雨水の流入も考慮する。

ただし、次に挙げる場所を除く。

- ・急傾斜地への雨庭設置
- ・雨庭を設置することにより法面の安全性が損なわれる場所
- ・雨庭を設置することにより土圧加重が増加し、擁壁に危険が生じる場所
- ・地下水位が地表面から 1.0 メートル以内にある土地への雨庭を設置
- ・人工地盤上への雨庭設置

(3) 実施期間

令和 8 年 8 月頃～令和 9 年 2 月頃まで

(4) 実施工程

本事業は 4 つのステップですすめる。

ステップ① モデル雨庭協力者選定

- ・協力者の選定は、別に定める選定要領に基づき実施し、当該基準を満たすものの中から選定するものとする。選定に際しては、現地確認を行う場合がある。

ステップ② モデル雨庭計画策定

- ・協力者選定後、現地確認を実施し、対象地の特性等を踏まえた雨庭等施設の位置、サイズ、機能などについて打合せを行い、計画を策定する。

ステップ③ モデル雨庭設計・設置および雨水貯留浸透調査

- ・受託業者や専門家を交えて計画や施工条件の確認を行い、モデル雨庭の設計を行う。
- ・設計に基づき、雨庭等の施工を行う。施工に際しては、作業工程の手順を写真等で記録する。
- ・施工中に、設置箇所の浸透能力を確認するため、現地にて浸透調査を実施する。
- ・完成したモデル雨庭の水位変化を連続観測するため、現場注水試験を行

ステップ④ 雨庭普及啓発用リーフレットの作成

- ## ◆スケジュール

(5) モデル雨庭デザインの留意事項

- ## (6) 雨水貯留浸透調査の留意事項

- ・設置する場所の浸透能力を確認するため、現地浸透調査を行う。
- ・完成したモデル雨庭の貯留浸透効果を確認するため、現地注水試験を行う。
- ・モデル雨庭の貯留浸透効果の経年変化を調査するため、設置完了後概ね3年間は雨水貯留浸透調査を実施する。

(7) 雨庭の撤去について

- ・雨水貯留浸透調査期間が終了した雨庭については、協力者の判断に基づき撤去することを可能とする。なお、令和12年3月までに撤去が必要になった場合は、区に相談すること。

(8) その他

- ・モデル雨庭設置後概ね3年間は、協力者がモデル雨庭（植栽を含む）を適切に管理するものとする。

5. 費用について

原則無償とする。ただし、下記の費用については、協力者が負担するものとする。

- ・必要な機能を満たす以上に高額な材料を使用する場合の費用
- ・デザイン性向上のための照明器具やオブジェ、ファニチャ等に要する費用
- ・地下埋設物の布設替え工事費用（地下埋設物を回避し計画することを原則としているため）
- ・既存樹木（中高木）の伐採・移植費用
- ・その他、区がモデル雨庭の設置において不要と判断した費用

6. 遵守事項等

- ・モデル雨庭設置後の日常管理については、協力者にて適切に行うこと。
- ・区が実施する雨水貯留浸透調査等で収集するデータは、協力者の求めに応じて提供することとする。提供したデータについては、区の許可を得る事なく第三者への開示、転載及び掲載を行うことを禁止する。（詳細については、区と協議し、協定に定めることとする）
- ・モデル雨庭として設置したもの（資材等を含む）の財産は、協力者に帰属する。
- ・モデル雨庭の設置後、協力者に帰属した後に発生した破損や盗難等の損害について、区は一切の攻めを負わないこととする。
- ・所有者及び居住者等に変更があった場合は、区に相談すること。

7. 募集期間

（応募期間） 令和8年6月15日 から 令和8年7月17日まで
（選定期間） 令和8年7月18日 から 令和8年7月31日まで
（選定結果発表） 令和8年8月3日（予定）

8. 応募書類

区が指定する日時までに、次の書類を1部提出する。

- ・申請書（様式1）
- ・提案書（様式2）

- ・添付資料

9. 応募書類提出方法

応募用紙はホームページからダウンロードし、提出書類は郵送、持参又は郵送により提出。又は LoGo フォームにより電子申請。

郵送する場合は、下記の住所宛てに郵送してください。

(1) 提出期間

令和8年6月15日（月）から令和8年7月17日（金）まで

申請に必要とされる書類一式を揃えたうえで、期間内に下記、提出先までご提出ください。なお、ご提出いただいた応募書類は返却いたしません。

(2) 提出先

土木部 豪雨対策・下水道整備課 豪雨対策担当

10. 選定方法

応募書類および必要に応じて現地確認などを実施し、以下の観点において総合的に審査する。

- ・雨庭設置に適した環境であること
- ・雨庭設置により、雨水貯留浸透効果が得られ、雨庭の普及啓発効果が高いこと
- ・現地確認に協力できること
- ・その他選定要領による

11. その他

- ・協力者決定後であっても、現地確認や各種打合せにご対応いただけないなど、事業推進に支障が生じた場合は、決定を取り消すことがある。
- ・本事業では、協力者決定後、現地を確認し、対象地に適した施設の仕様やサイズを協力者とともに検討した上で計画を作成する。その計画をもとに受託業者が、設計を行い、設置工事に着手する。なお、施工時には地下埋設物等の影響により、事前に想定した内容と異なる施設になる場合がある。

12. 問い合わせ先

世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課 豪雨対策担当

〒158-0094

世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎B棟3階

TEL：03-6432-7963

FAX：03-6432-7993